**平成２７年（フ）第１２２号**
堺市中区土師町５丁２番３号　山田マンション１－Ｅ
債務者　滝本　里子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第４３４号**
堺市南区別所137番地
債務者　山本　尚美（旧姓西浦）
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第４７０号**
大阪府河内長野市千代田南町２番４－311号
債務者　飯阪　　靖
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第４８８号**
堺市東区日置荘原寺町475番地３　トゥージュールアンサンブル102号、住民票上の住所和歌山県橋本市三石台３丁目20番地の５ガーデンハウス三石台Ｉ－202
債務者　笹田　裕樹
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第５３６号**
大阪府松原市北新町４丁目10番24号
債務者　松田　博子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第５４２号**
大阪府高石市千代田４丁目３番28―203号
債務者　中川　昌也
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第５６３号**
堺市中区毛穴町96番地１　グレイスフルヴィラ105号
債務者　榎田　優子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第５６４号**
堺市東区草尾217番地14
債務者　小野　嘉光
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第５７６号**
堺市中区大野芝町102番地18
債務者　鹿倉ひとみ
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第５８２号**
堺市中区土塔町3191番地３
債務者　中尾　智美
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第６１８号**
大阪府藤井寺市道明寺４丁目８番19号
債務者　三木千津子（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第５１４号**
大阪府和泉市伯太町５丁目26番30号―101、前住所大阪府泉佐野市湊２丁目７番13―２号
債務者　井上　　毅
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第９４号**
大阪府泉大津市東助松町４丁目４番19号エルウイングＢ－102号、前住所大阪府泉大津市末広町１丁目９番21―1105号
債務者　阪口　正夫
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第２３９号**
大阪府和泉市府中町512番地の１サングレース和泉201
債務者　堰口　久子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第２５８号**
大阪府泉大津市板原町１丁目９番24―102号
債務者　岩井田駿二
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第３２６号**
大阪府岸和田市上野町西25番26―205号
債務者　曽和　孝広
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第３３５号**
大阪府和泉市伯太町１丁目11番19―302号
債務者　井出麻衣子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係